

つくば市入札参加指名停止等措置要綱の規定に基づき、下記業者に対し指名停止を行います。

指名停止措置の概要

指名停止措置業者名及び住所	指名停止の期間	つくば市入札参加指名停止措置要綱該当条項等	事実概要
<p>前田道路株式会社 代表取締役 今枝 良三 東京都品川区 大崎一丁目11番3号</p>	<p>平成28年11月11日から 平成29年11月10日まで (12か月間)</p>	<p>つくば市入札参加指名停止等措置要綱第2条第1項別表第2第2項(独占禁止法違反)第1号 指名停止措置期間については、同要綱第4条第2項第2号の規定に該当するため、別表第2に定める当該短期の2倍の期間とする。</p>	<p>2者は、公共の利益に反して、東日本高速道路株式会社関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限したとの事実を理由に、平成28年9月21日、公正取引委員会から独占禁止法の規定に基づき排除措置命令を受けた。</p>
<p>東亜道路工業株式会社 代表取締役 新谷 章 東京都港区 六本木七丁目3番7号</p>			
<p>日本道路株式会社 代表取締役 山口 宣男 東京都港区 新橋一丁目6番5号</p>	<p>平成28年11月11日から 平成29年5月10日まで (6か月間)</p>	<p>つくば市入札参加指名停止等措置要綱第2条第1項別表第2第2項(独占禁止法違反)第1号 指名停止措置期間については、同要綱第4条第2項第2号の規定に該当するため、別表第2に定める当該短期の2倍の期間とする一方、同要綱第4条第3項を適用して2分の1の指名停止期間に短縮する。</p>	<p>2者は、公共の利益に反して、東日本高速道路株式会社関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限したとの事実を理由に、平成28年9月21日、公正取引委員会から独占禁止法の規定に基づき排除措置命令を受けた。 なお、2者は課徴金減免制度の適用を受けている。</p>
<p>大林道路株式会社 代表取締役 長谷川 仁 東京都千代田区 猿楽町二丁目8番8号</p>			
<p>鹿島道路株式会社 代表取締役 増永 修平 東京都文京区 後楽一丁目7番27号</p>	<p>平成28年11月11日から 平成29年5月10日まで (6か月間)</p>	<p>つくば市入札参加指名停止等措置要綱第2条第1項別表第2第2項(独占禁止法違反)第1号 指名停止措置期間については、公正取引委員会から9月6日付け別の事件で独占禁止法の規定に基づき排除措置命令を受けており、処分の「期間」を長期の12か月とする一方、同要綱第4条第3項を適用して2分の1の指名停止期間に短縮する。</p>	<p>鹿島道路株式会社は、公共の利益に反して、東日本高速道路株式会社関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限したとの事実を理由に、平成28年9月21日、公正取引委員会から独占禁止法の規定に基づき排除措置命令を受けた。 なお、鹿島道路株式会社は、課徴金減免制度の適用を受けている。</p>